

令和 7 年度第 1 回南部町農業委員会総会会議録						
招 集 年 月 日	令和 7 年 4 月 9 日（水）					
招 集 場 所	南部町役場天萬庁舎 2 階 大会議室					
開 会 時 間	1 3 時 3 0 分					
閉 会 時 間	1 4 時 3 2 分					
農 業 委 員 出 欠	番 号	氏 名	出・欠	番 号	氏 名	出・欠
	1 番			5 番	井 田 厚 美	出席
	2 番	井 上 武	出席	6 番	田 邊 元 史	出席
	3 番	庄 倉 三 保 子	出席	7 番	恩 田 一 秀	出席
	4 番	黒 木 美 由 紀	出席			
農地利用最適 化推進委員 出 欠	8 番	牛 田 弘 則	出席	14 番	秦 野 勝 仁	出席
	9 番	吉 次 純 一 郎	出席	15 番	板 秀 樹	出席
	10 番	白 川 透	出席	16 番	足 井 秀 二	出席
	11 番	松 本 美 樹	出席	17 番	野 口 龍 馬	出席
	12 番	糸 田 雅 樹	出席	18 番	山 田 安 身	出席
	13 番	岡 田 充 生	出席			
議事録署名委員	9 番	吉次 純一郎		10 番	白川 透	
出 席 吏 員	農業委員会事務局長 亀尾 憲司 農業委員会事務局長補佐 本田 秀和 産業課産業課主幹 前田 智恵子 農業委員会事務員 田邊 操枝					
傍 聴 人	0 人					

付 議 案 件	
議案番号	提 出 議 案 の 題 目
第 1 号	南部町農業委員会事務局職員の任免について
第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について
第 3 号	農用地利用集積等促進計画案の意見照会について
報告事項	(1) 令和 6 年度遊休農地調査結果について
その他	(1) 令和 6 年度能率給の支払いについて (2) 成果目標の達成状況及び自己点検表について (3) 令和 7 年度第 2 回南部町農業委員会総会日程

集積等促進 計画案の意 見照会につ いて	前田主幹	【農用地利用集積等促進計画書の内容の要点を朗読（議案書 4～7 頁）】 農地番号 1 番～6 番 設定を受ける者 4 名 設定をする者 4 名 設定をする土地 6 筆 計 8,627 m² 補足です。5 番と 6 番の貸出契約人の欄が空欄なのは、先月の総会で説明のありました相続人不明の農地です。
	議長	議案第 3 号につきまして質疑を受けます。
	田邊委員	今回の農地は全て新規で、5 月 1 日より借りられる内容になっています。今の時期は、既に田を耕したり、肥しを撒いたり田植の準備が始まっていますが、これらの農地については 5 月 1 日まで田植の準備などはしてはいけないのですか。それについて、どのような指導をされていますか。
	前田主幹	契約の始期より前に田への立ち入りが必要な場合は、地権者さんと耕作される方で話し合いをされて、特定農作業受委託又は作業委託の形で立ち入りをさせていただくようにお話をしています。貸借の契約ではなく作業の契約を双方で結んでいただく形です。
	議長	そのような契約書があるのですか。
	前田主幹	町などに対して提出をして頂く書類はありません。書式自体もありません。任意の書式で作って頂くのは可能です。
	議長	田邊委員が聞かたいのは、5 月 1 日の契約の開始日までに他者の農地に入っても良いのかと言う事です。それに対して作業委託などの形であれば作業を行ってもよいと答えられました。 しかし、地権者が作業を行うことを承諾していないと言われた場合は、どうするのですか。一般的な解釈では契約の開始日までは作業を行うはできませんので、始期より前に耕作者が作業できるよう契約を締結されないといけないのではないのでしょうか。 契約の開始日までに作業委託等の形ならば作業を行うことができるので、口頭での約束ではなく、作業委託等の契約を締結して頂くように指導をお願いしたいと思います。田邊委員よろしいでしょうか。
	田邊委員	分かりました。会長のおっしゃるようお願いしたいと思います。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
5. 報告 (1) 令和 6 年度遊休農 地調査結果 について	議長	5. 報告に入ります。『(1) 令和 6 年度遊休農地調査結果について』説明をお願いします。
	局長	議案書の 6 ページからになります。令和 6 年度の遊休農地調査の最終結果でございます。(表の見方の説明。)
	議長	このことについてお聞きになりたいことはございませんか。(質問、意見等なし。)
6. その他 (1) 令和 6 年度能率給	議長	6. その他について、『(1) 令和 6 年度能率給の支払いについて』と『(1) 成果目標の達成状況及び自己点検表について』説明をお願いします。
	局長	令和 6 年度の明細を封筒に入れて配らせて頂いています。支払いは 4 月

の支払いについて (2)成果目標の達成状況及び自己点検表について		21 日です。以前に一度説明しましたが、昨年度の半額の金額になっていると思います。国の制度が変わりまして、6 年度は一人当たりの上限が設けられました。 自己点検ですが、準備が間に合いませんでした。5 月の総会でお配りする予定にしております。
	議長	このことについてお聞きになりたいことはございませんか。(質問、意見等なし。)
その他(報告)	局長	3 月の総会で条件付き許可となりました 5 条の太陽光発電設備の転用案件ですが、その後、申請者の方に条件付き許可であることを説明しました。条件である地元の合意と、他地域との比較、何故ここなのか代替地無しの根拠となる資料の再提出をお願いしましたところ、地元の合意をなかなか得ることが出来ないと言う事で、最終的にこれ以上申請をされないことになりました。今後は改めて申請をしないと言う事でした。
令和 7 年度第 2 回農業委員会総会の日程	議長	令和 7 年度第 2 回南部町農業委員会総会は、令和 7 年 5 月 9 日(金)に開催します。
閉会	議長	これにて令和 7 年度第 1 回南部町農業委員会総会を閉会致します。